

見 附 市

都市計画マスタープラン

— 見附市の都市計画に関する基本方針 —

概 要 版



平成22年

見 附 市

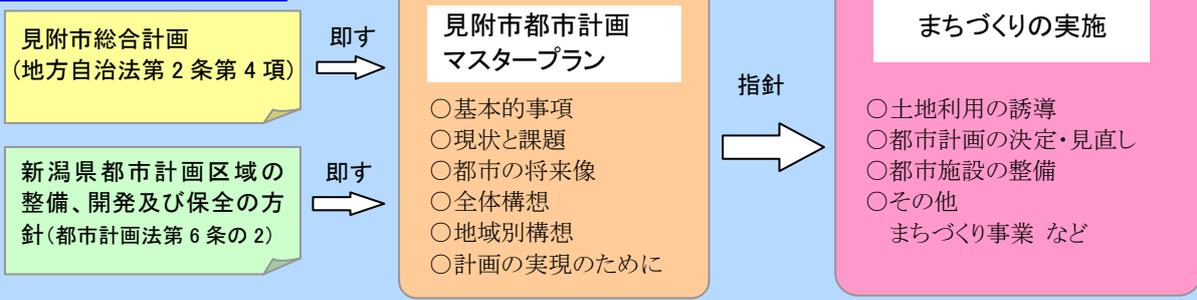
■ 見附市都市計画マスタープラン策定にあたって

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められる市町村の都市計画に関する基本的な方針となる計画です。

見附市都市計画マスタープランは、「第4次見附市総合計画」で示された基本理念に基づく都市の将来像を具体化していくための都市づくりの基本的な方針で、まちづくりを実現するための土地利用の誘導、都市計画の見直し、道路・公園等の都市施設の整備、市街地整備、各種まちづくり事業に関する施策を展開する上での指針となるものです。

計画の位置付けと構成



■ 都市の将来像

まちづくりの基本理念・目標

見附市都市計画マスタープランの基本理念及びまちづくり目標は、「第4次総合計画」の基本理念や都市の将来像を受けて、次のように定めます。またさらに魅力的な都市として発展していくための都市政策の重点目標を定めます。目標とする年次は、概ね20年後の2030年(平成42年)とします。

● 基本理念:「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」

● まちづくり目標

都市の将来像1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまち

- ◆ 健康でだれもがいきいきと暮らせるまちづくり
- ◆ 豊かな自然に囲まれ環境にやさしいまちづくり
- ◆ 個性のある景観あふれるまちづくり

都市の将来像2. 安全安心な暮らしやすいまち

- ◆ 災害に強く、事故や犯罪のないまちづくり
- ◆ 効率的で安全な道路と快適な公共交通のまちづくり
- ◆ 誰もが快適に暮らせる住環境のまちづくり

都市の将来像3. 産業が元気で活力あるまち

- ◆ 若者にも魅力ある働き場があるまちづくり
- ◆ 新たな優良企業が進出しやすいまちづくり
- ◆ 中心市街の商業地と新興商業地が共存できるまちづくり

都市の将来像4. 人が育ち人が交流するまち

- ◆ 多くの人が集まる交流拠点のあるまちづくり
- ◆ 地域のコミュニティが充実したまちづくり
- ◆ 市民参加のまちづくり

● 都市政策の重点目標

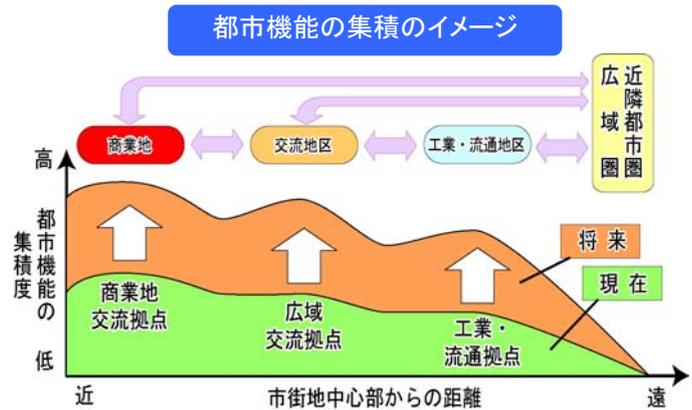


● 将来都市構造

個性と魅力ある拠点整備と連携強化

① 拠点機能の向上

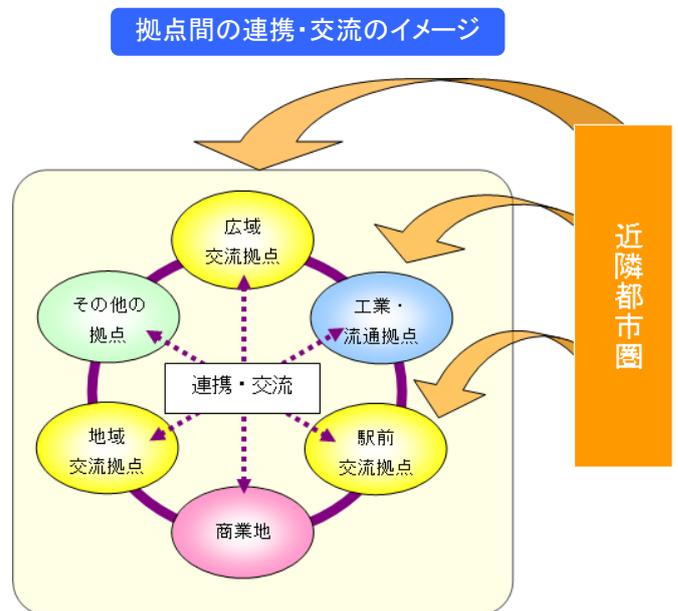
生活利便性が高く暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、住居、商店、福祉施設などの適切な配置を進め、各拠点が担う機能を集積してそれぞれの拠点性を高めることで、質の高い都市空間を構築します。



② 地域連携と交通ネットワークの形成

日常の生活や市外との交流において市全体の魅力の向上が欠かせないため、都市交流を支える道路交通ネットワークの整備を進め、各拠点間のネットワーク化や連携を強めることで地域交流を活発化させるとともに、近隣都市拠点との活発な交流・連携を進め、市全体に賑わいと活気を生み出します。

また、今後進む高齢化社会や環境問題などに対応するため、既存路線バスやコミュニティバスなどを利用した自家用車に過度に依存しない公共交通ネットワークの強化を図り、環境への負荷が少なく暮らしやすいまちづくりを進めます。

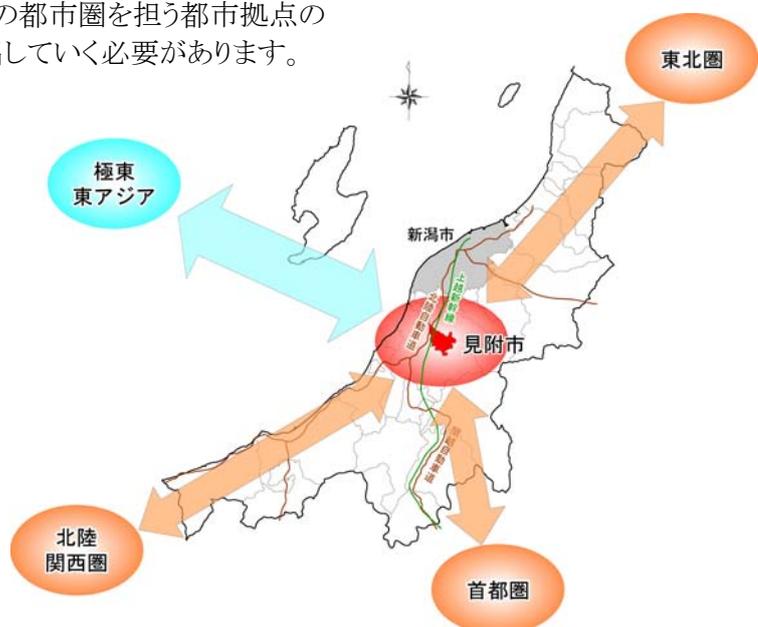


広域地域における見附市の役割と連携強化

見附市は、新潟県のほぼ中央に位置し、高速交通網が充実する地理的な優位性を活かして、中越地域の都市圏を担う都市拠点の1つとして、都市圏全体の活気を生み出していく必要があります。



新潟県の重心点



■ 全体構想

全体構想は、基本理念やまちづくり目標などに基づき、市全体のまちづくりの方向性を表すもので、都市の将来像を具体化していくため、各整備方針を示します。

(1) 将来土地利用の方針

人口減少時代を迎え、見附市では今まで推進してきた見附地区と今町地区の2つの市街地の一体化による社会資本投資の集中化・効率化について、これまで以上に促進し、自然・農村・都市が共生する持続可能な都市として計画的な土地利用を推進します。

市街地では、無秩序な市街化を抑制し、豊かな自然や地域の特性と調和する都市的土地利用を推進します。また、それぞれの地域や拠点が担う機能の集積を推進し、中越地域の副次的拠点の形成を目指します。

農村集落地では、美しい自然景観や田園風景などを大切に守り育てていくため、今後も無秩序な開発を抑制し、優良農地や丘陵地・森林を積極的に保全しますが、集落の活性化を図るため、自然や生態系に配慮した活用を図るなど、計画的な土地利用を推進していきます。

《住宅地》

- ・安心して暮らし、住み続けられる生活環境の形成を目指します。
- ・ゆとりと潤いがある良好な住宅地の形成を図ります。
- ・車に頼らず歩いて暮らせる生活空間の形成を図ります。

《商業地》

- ・本町・新町周辺及び今町1丁目周辺の商業地は、郊外店にない魅力を活かした商業地の形成を図ります。
- ・住商混在の利便性の高い生活の場の形成を目指します。



まちなか賑わい

《交流地区》

- ・地域交流地区(市野坪町周辺) → 中心商業地を補完し、交通体系の優位性を活かした日常生活における交流の場として機能充実を図ります。
- ・広域交流地区(上新田国道周辺) → 広域交通の優位性を活かした様々な地域の人々が集まり賑わう新たな交流の場の形成を図ります。
- ・駅前交流地区(JR 見附駅周辺) → パーク&ライドやバス乗り継ぎ等の環境整備や景観等に配慮した駅周辺の交流の場の形成を図ります。

《工業・流通地区》

- ・見附工業団地は交通機能等の利便性の維持に努め、環境と調和のとれた工業地を目指します。
- ・見附テクノ・ガーデンシティ(中部産業団地)は、各種産業の集積を図り、中越地域の中核的な工業・流通業務地の形成を目指します。

《行政地区》

- ・行政サービス機能の充実と賑わい空間の機能も併せ持つ行政関連機能拠点の維持形成を図ります。

《医療・福祉地区》

- ・保健・医療・福祉のネットワーク化を推進し、日本一健康なまちを目指します。

《公園・緑地》

- ・みつけイングリッシュガーデンや大平森林公園等は、都市緑地の核として機能の維持改善を図ります。
- ・公園や広場は計画的に整備を推進するほか、自然に親しみながら交流できる緑道等の整備を促進します。

《農村集落地・農業地・丘陵地》

- ・美しい農村景観の維持向上と集落の活性化を目指します。
- ・優良農地は重要な農業生産基盤として保全します。また先進的農業活動への支援を行います。
- ・地域資源の有効活用や住民との協働による生産基盤の維持など、集落地の維持に努めます。

(2) 都市防災の方針

見附市では平成16年に豪雨と大震災という2度の激甚災害の被害を受けたことから、これらを教訓に「減災」という観点から新たな危機管理体制を検討し、災害に強い「安全安心な暮らしやすいまち」を目指していきます。

《総合的な治水対策の推進》

- ・貝喰川、才川は、関係機関と連携して流域全体を視野に入れた治水事業を推進します。
- ・刈谷田川は、関係機関と連携して遊水地等計画的な治水対策を推進します。
- ・市街地の低地では、雨水排水施設や貯留施設等による浸水対策を実施し、適正管理を行います。

《震災・火災・土砂災害対策の推進》

- ・避難路、避難所は、体系的に位置付けて配置し、耐震性、耐水性など安全機能の充実を図ります。
- ・密集住宅地では建築物の耐震化や耐火性能の向上、オープンスペースや緑化などの整備を推進します。
- ・災害時の被害低減のため、道路や橋、ライフライン等、公共施設の耐震機能の改善向上に努めます。
- ・危険のある急傾斜地等を明確にし、土砂災害から人命や財産を守るための方策を検討します。

《その他災害対策の推進》

- ・防災に関する市民意識を高めます。
- ・自主防災組織など住民主体の防災の取り組みの支援を行います。

(3) 交通体系の方針

効率的な道路網の形成と公共交通の利用促進を図り、安全・快適で全ての人にやさしい交通体系整備を推進します。

《道路網の形成》

- ・道路機能に応じて広域幹線や地域幹線、生活道路に区分し、それぞれが円滑に連絡する道路網の形成を図ります。
- ・通過交通による渋滞を緩和し、また目的地へ円滑にアクセスするため、都市計画道路及び幹線道路の整備を推進します。

《人や地域にやさしい交通環境整備》

- ・過度な自動車依存を回避し、公共交通等への転換を進めるため、鉄道、バス、自動車、自転車等それぞれの特性を活かして、役割分担や相互補完を図り、市民にとって利便性が高い都市交通体系の確立を目指します。
- ・駅周辺のバリアフリー化や円滑な乗り継ぎに配慮した交通機能の強化を目指します。
- ・自転車利用が促進されるように、自転車走行空間の整備を推進します。
- ・渋滞緩和や道路騒音・振動など環境に配慮した道路整備を推進します。
- ・地域環境に調和する案内・誘導サインなど、良質な景観形成を図ります。
- ・歩行空間のネットワーク化やバリアフリー化を図ります。

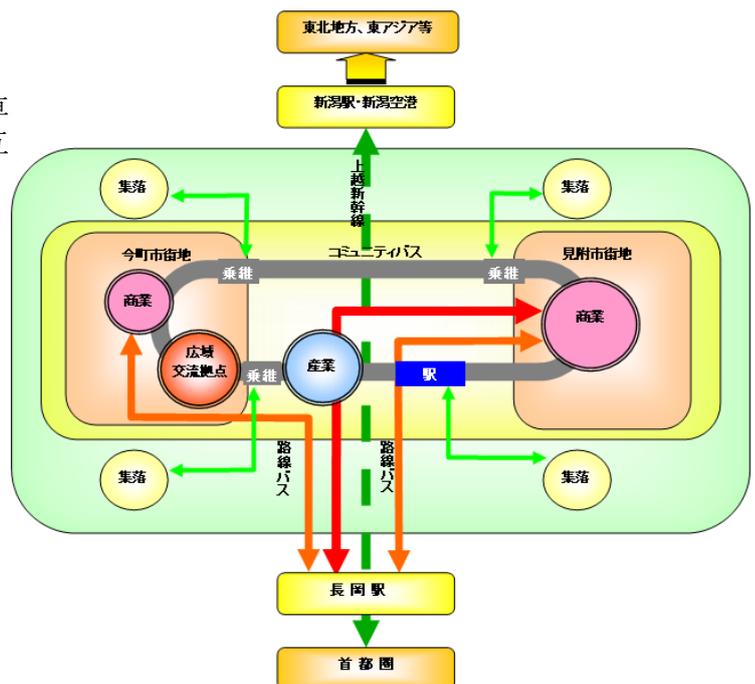


図 地域公共交通のネットワークイメージ

(4) 景観資源の保全・活用の方針

緑豊かな自然や長年の歴史文化の中で培われてきた街なみなどは、まちの趣や風格を印象づけたり、安らぎやうるおい、懐かしさなど、心の豊かさをもたらしてくれる大切な資源です。これらの景観資源の魅力を再発見・再認識し、大切に守り、また積極的に活用し、個性あるまちづくりを進めます。

市民、企業、行政が協働で景観形成を進め、自ら誇れる質の高い魅力的な景観づくりを目指します。

《自然環境の保全活用等》

- ・農用地や東部丘陵地の樹林地は保全するとともに、有効に活用します。
- ・遊歩道や河川敷などの水辺環境を整備し、市民が自然と親しみ、健康づくりを進める空間として活用します。
- ・貝喰川沿いの緑道はネットワーク化を図り、市民との協働により地域のやすらぎの場として幅広い活用と維持・管理を図ります。

《公園緑地の整備》

- ・みつけイングリッシュガーデンの機能充実と市民との協働による活用と維持・管理を図ります。
- ・水道山公園・観音山公園、市民の森、大平森林公園、杉沢の森などの機能の充実を図ります。
- ・住民参加型による公園整備推進と維持管理の取り組みを推進します。

《歴史・文化的景観の保全・活用》

- ・遺跡や史跡、社寺等、歴史的景観資源の保全と伝統行事、祭り等、地域に伝わる文化的景観資源の保存を図ります。
- ・歴史資源の掘り起こしなど、地域住民による魅力の再発見や活用方策などの検討を推進します。

《市民との協働による景観づくり》

- ・市民と行政の協働によるコミュニティ広場の整備や緑地等の維持管理等、緑化を推進する仕組みづくりを検討します。
- ・市民団体や学校、保育園・幼稚園と連携し、花と緑のまちづくり活動を行うとともに、その普及と推進を図ります。
- ・地区計画等により地域の特性に配慮した建物の意匠等のルールづくりを検討・実施し、美しい市街地景観づくりに努めます。
- ・地域幹線道路や街なかの主要道路は、地域特性に応じて、統一した街路樹やサインの表示を行うなど、個性ある美しい都市景観のネットワーク形成に努めます。
- ・景観ガイドラインや景観に関する条例の整備を検討し、市民参加による個性ある景観づくりを推進します。



市民と協働での景観づくり



みつけイングリッシュガーデン

(5) その他都市施設の方針

安全で快適な暮らしを支えるため、河川の改修とともに下水道整備を推進し、自然環境豊かな清流の再生を目指します。また、見附市の特性に見合った公共施設の適正な配置と維持管理を進めます。

- ・河川の整備（関係機関との協働による治水整備や水辺空間の形成、遊歩道整備等）
- ・下水道の整備（施設の拡張整備、老朽施設の計画的な更新、小規模集落地の排水環境の整備推進等）
- ・公共施設の整備（耐震化、バリアフリー化、新規施設の適正配置の検討、防犯灯等の適正配置による安全確保の推進等）



自然を活かしたやすらぎ空間の創出

(6) 持続可能な都市形成の方針

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、全ての地域が持続的に発展していく循環型社会が構築されるよう、持続可能な「やさしい絆のまち」の形成を目指します。

《地域の持続》

- ・街なかでは、空き家・空き地等を有効に利用した居住の確保とにぎわいの創出により、歩いて暮らせる利便性の高い都市核の形成を図ります。
- ・住み替え需要に配慮した長期優良住宅の建設が促進されるよう情報提供を行います。
- ・集落地では、空き家や空き施設が都市住民の移住や交流の場などに有効活用されるよう検討するなど、地域の活力維持を図ります。
- ・集落に伝わる歴史文化は、都市交流の貴重な資源として掘り起こしと活用方策を検討します。
- ・森林等、山間地は、都市住民との連携等による効果的な維持管理の方法を検討します。

《環境負荷軽減の方針》

- ・公共交通や自転車利用への転換に向けた取り組みを推進します。
- ・丘陵地の樹林の維持保全を図ります。
- ・地下水の適正な利用を管理します。
- ・省エネルギーの推進や新エネルギーの導入促進を図ります。
- ・ごみの排出抑制・再利用・再資源化を基本にした減量化の取り組みを推進します。

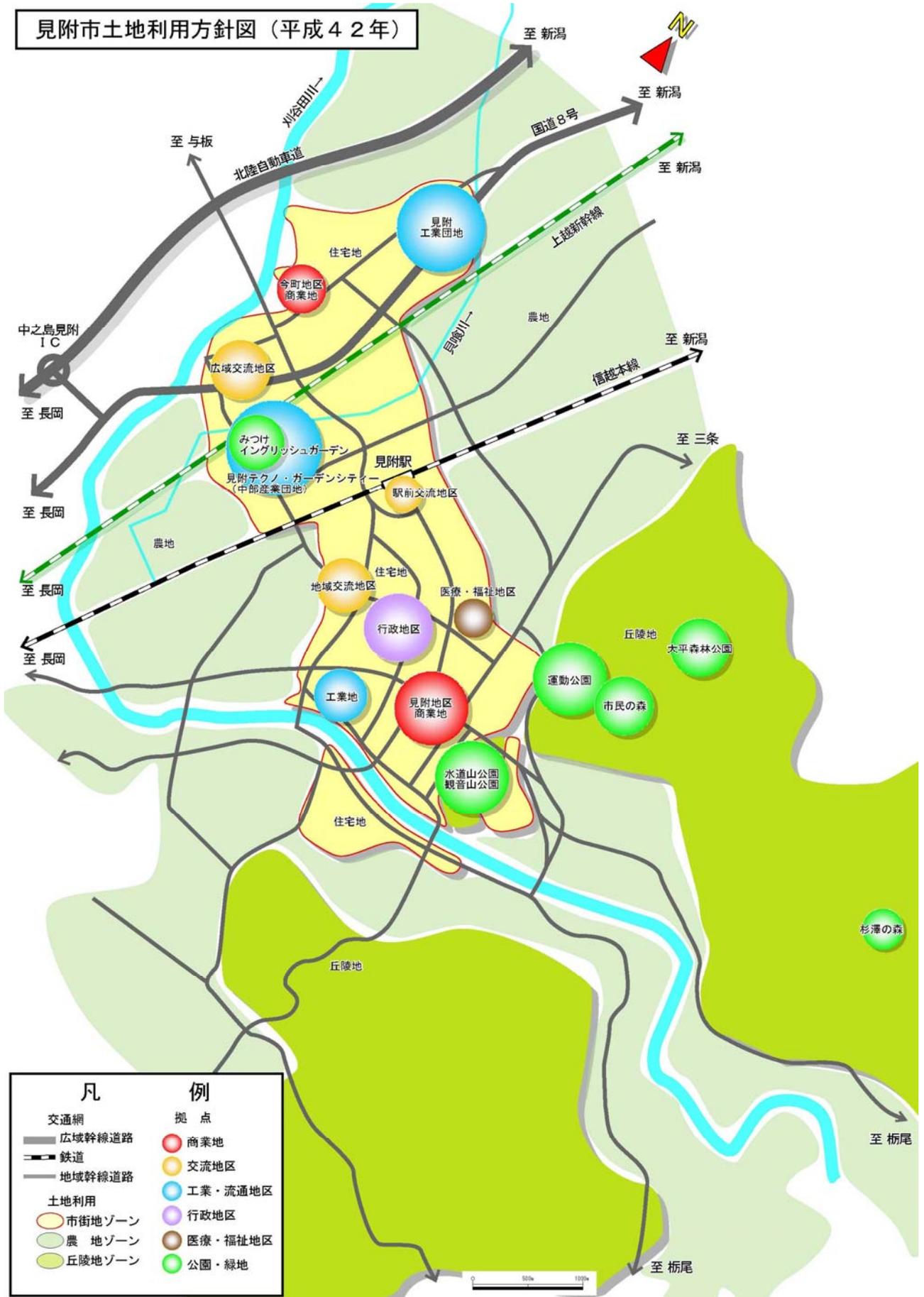
都市構造の設定

「拠点整備」…「商業地」「交流地区」「工業・流通地区」などを「拠点」と位置付け、個性や魅力を活かしつつ、各拠点に求められている機能を集積し、適切に配置することで、魅力的で利便性の高い都市空間を構築します。

「都市軸」…「広域軸」「地域幹線軸」「循環軸」などを設定し、拠点をネットワーク化することで、連携・交流を促進し、市全体に賑わいと活気を生み出します。



見附市土地利用方針図（平成42年）



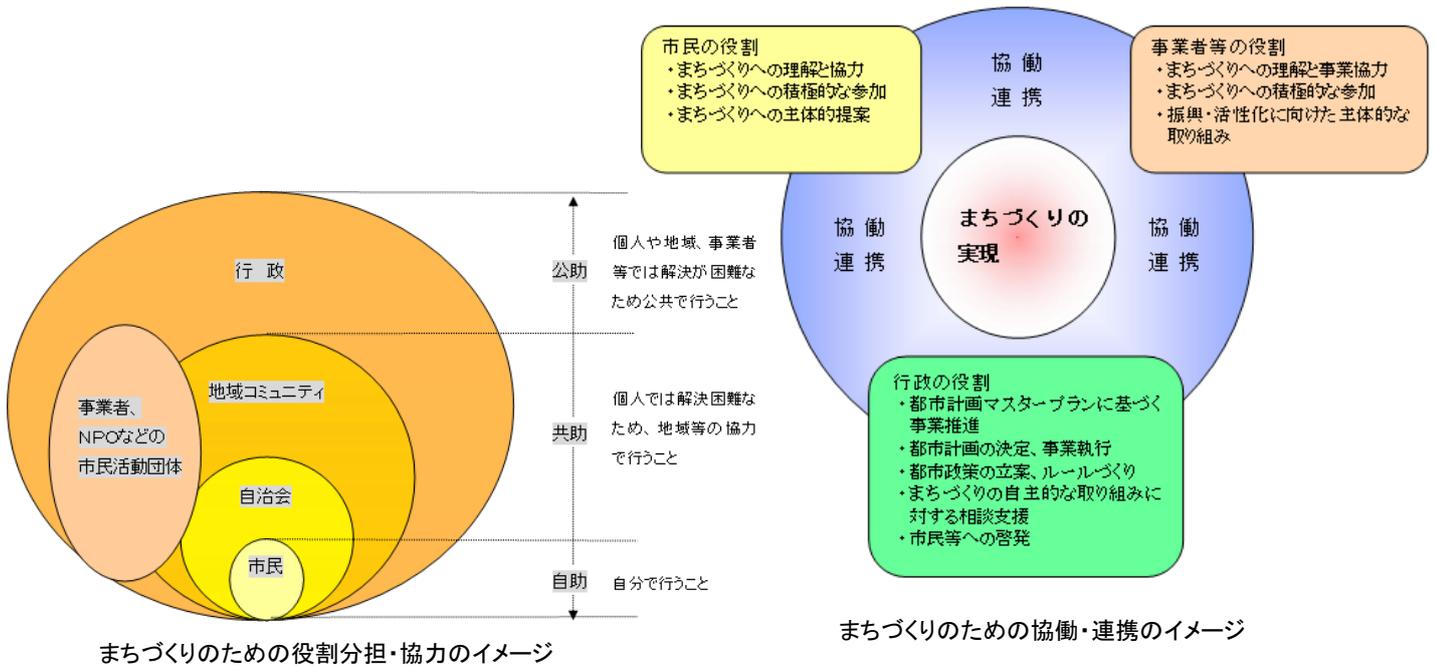
凡 例	
交通網	拠 点
— 広域幹線道路	● 商業地
— 鉄道	● 交流地区
— 地域幹線道路	● 工業・流通地区
土地利用	● 行政地区
○ 市街地ゾーン	● 医療・福祉地区
○ 農地ゾーン	● 公園・緑地
○ 丘陵地ゾーン	

■ 計画の実現のために

(1) 多様な主体が参画する協働のまちづくり

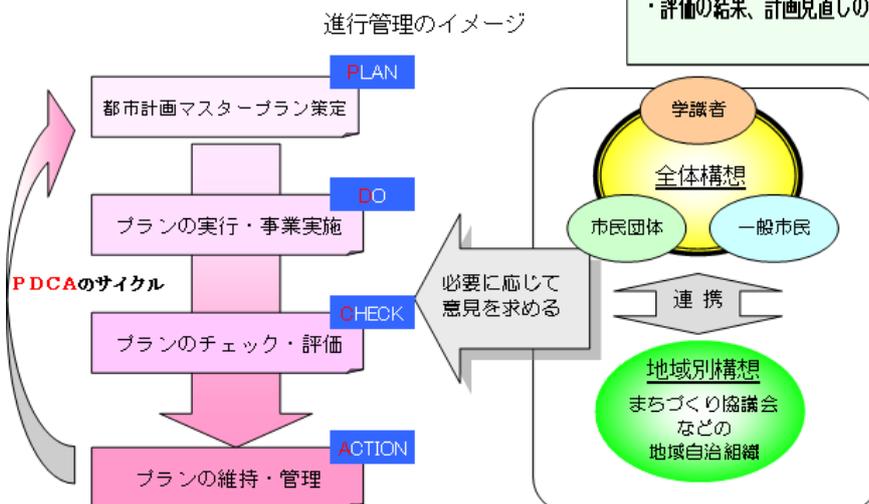
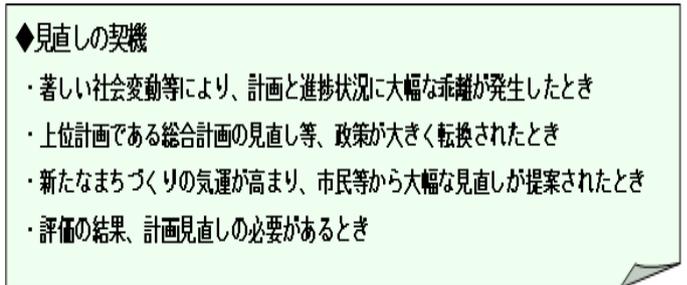
少子高齢化の進む時代背景や市民ニーズが多様化する中で、効率的かつ効果的に計画を実現するには、市民、企業、まちづくり団体、行政などが、お互いに目標や課題を共有し、役割分担や連携、協力を行いながら、それぞれが主体的役割を担い協働でまちづくりを進めることが重要です。

市民・行政・事業者等が協働でまちづくりを進めるために、まちづくりに対する意識の醸成や協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。



(2) 都市計画マスタープランの評価、見直し

この計画を効率的かつ効果的に実現するためには、計画の進行管理(PDCA)を適正に行う必要があります。また、社会・経済情勢の変化等を踏まえて評価・見直しを実施するなど、柔軟に対応していく必要があります。



(3) まちづくり実現の方策

まちづくりの実現には、市民・行政・事業者等が協働でまちづくりを進める必要があることから、まちづくりの課題や将来像を共有し、まちづくりに対する意識の醸成や協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

① まちづくりの体制強化

- ・まちづくりに関する情報の積極的な提供・啓発により、まちづくりの気運を高めます。
- ・自発的なまちづくり活動を進め広げていくための支援策や人材の育成支援について検討します。
- ・計画策定や審議の際には、市民や事業者等が参画する協働のまちづくりの仕組みづくりを推進します。
- ・関係機関との協力・連携体制の強化や様々な分野との連携など、総合的な視点からまちづくりを推進する体制を整備します。

② 都市計画法等によるまちづくりの主な手法

- ・開発行為や建築行為の規制や誘導、土地利用や景観等への規制などの規制・誘導手法
- ・道路や下水道など、都市施設を個別に整備を行う手法
- ・その地域の住民や開発者等の発意によるまちづくりの手法

地区計画：道路の配置や建物の用途、位置、外壁色の統一など
 都市計画提案制度：都市計画決定の提案や変更など

まちづくりのための主な手法一覧表

実現方策の手法		主な内容
規制誘導手法	都市計画法による規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域、調整区域(区域区分) ・用途地域 ・特別用途地区 ・その他の地域地区(防火、準防火地域等) ・都市施設整備 ・地区計画 ・促進区域 ・まちづくり提案制度 ・開発許可制度
	建築基準法による規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定 ・22条区域
	その他法令による規制誘導 (下水道法、景観法、都市緑地法、宅地造成規制法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道地域 ・景観地区 ・宅地造成工事規制区域
	条例・要綱等による規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法施行条例 ・開発指導要綱
事業手法	面的・地区的整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 ・公社等による宅地開発
	個別都市施設の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・街路事業 ・道路事業 ・下水道事業 ・都市公園事業
	その他関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金事業(まちづくり交付金等) ・地域活性化事業

■ 地域別構想

地域別構想では、生活圏や日常生活上の交流範囲等から、つぎのように6地域(公民館区)に区分して、各地域が目指す将来像や地域づくりの基本的な方針を示します。

● 見附地域

快適に歩いて暮らせる利便性が高い地域、医療福祉が充実し、集落地と市街地が交流する安全で住み良い地域

- 既存の都市基盤や地域資源を活かして活気のある地域を目指すとともに、公共交通等のアクセス強化や歩行空間のバリアフリー化等により、利便性が高く、快適に歩いて暮らせる地域を目指します。
- 医療・福祉が充実する健康で安心して暮らせる地域を目指します。
- 集落地では、豊かな自然や地域資源を活かして交流する安全で住み良い地域を目指します。



● 今町地域

交通利便性や地域資源を活かしたにぎわいある地域、快適に歩いて暮らせる安全で住み良い地域

- 北陸自動車道ICに近接し国道8号が縦断する交通利便性を活かして、広域から多くの人々が交流する新たな賑わいのある地域を目指します。
- 既存の都市基盤や地域資源を有効に活用し、快適に歩いて暮らせる活気ある地域を目指します。
- 集落地では、豊かな自然環境を保全するとともに、下水道整備等の居住環境の改善を図り、住み良い地域を目指します。



● 新潟地域

景観に配慮した良好な居住空間を整備・誘導する地域、歴史文化資源や自然景観など、地域資源を活かした安全で住み良い地域

- 国道やJRにアクセスしやすい地区では地理的優位性を活かして、地区計画等による景観に配慮した良好な住環境が整備された地域を目指します。
- 集落地では美しい田園風景や歴史文化資源等の地域資源を保全活用し、活気がある地域を目指します。
- 高齢者の地域交通の確保と公共交通との乗り継ぎ環境の整備を図るなど、安全に交流できる地域を目指します。



● 葛巻地域

活気ある産業地と利便性が高く快適に暮らせる職住環境が整った地域、豊かな自然・地域資源を活かした地域主導により交流する地域

- JR見附駅や国道8号へ容易にアクセスできる交通利便性に富んだ地理的優位性を活かして、利便性が高く快適に暮らせる地域を目指します。
- 見附テクノガーデンシティ等の産業拠点、交流拠点、行政地区、みつけイングリッシュガーデンなど、様々な拠点を活かして職住環境の整った活気ある地域を目指します。
- 集落地では、豊かな自然や地域資源を活かして交流する安全で住み良い地域を目指します。



● 北谷地域

豊かな自然や美しい景観のある安全で住み良い地域、地域の特性や資源を活かして交流する地域

- 豊かな自然環境を維持・保全しながら、地域の活性化と生活環境の向上を図り、住み良い地域を目指します。
- 美しい田園風景や歴史文化資源等、地域資源を活かして交流する地域を目指します。
- 見附地域等への道路整備を促進し、安全に交流できる地域を目指します。



● 上北谷地域

豊かな自然や美しい景観のある安全で住み良い地域、地域の特性や資源を活かして交流する地域

- 豊かな自然環境を維持・保全しながら、地域の活性化と生活環境の向上を図り住み良い地域を目指します。
- 美しい田園風景や歴史文化資源等、地域資源を活かして交流する地域を目指します。
- 高齢者の地域交通の確保と公共交通との乗り継ぎ環境の整備を図るなど、安全に交流できる地域を目指します。



凡 例	
	交通網
	一般住宅地
	産業共存型住宅地
	商業地
	工業地
	集落地
	農用地
	丘陵地
	広域軸
	地域幹線軸
	循環軸
	河川軸
	自転車道
	都市計画区域界
	市街化誘導地区
	商業拠点
	交流拠点
	医療・福祉拠点
	産業拠点
	公園・緑地
	歴史文化財